



市 章

# 大津市公報

平 成 27 年 9 月 15 日  
号 外 ( 第 57 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
110 大津市公印規則の一部を改正する規則.....	1
<b>企 業 局 管 理 規 程</b>	
12 大津市企業局職員宿舍貸与規程の一部改正.....	1

## 規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成27年 9 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第110号

大津市公印規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表大津市長之印の部 5 の 2 の項中「住民基本台帳カード」を「個人番号の通知カード及び住民基本台帳カード」に改める。

**第 2 条** 大津市公印規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表大津市長之印の部 5 の 2 の項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則中、第 1 条の規定は平成27年10月 5 日から、第 2 条の規定は平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定による改正後の大津市公印規則別表第 1 の規定にかかわらず、同条の規定の施行の際現に交付されている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードの記載事項を変更する場合の公印の使用については、なお従前の例による。

## 企 業 局 管 理 規 程

### 大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局職員宿舍貸与規程（平成26年企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 9 月15日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 2 条第 1 号中「同じ。）」の次に「、他の地方公共団体」を加える。

#### 附 則

この規程は、平成27年 9 月15日から施行する。